

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金子 晃
阿部 憲明

第2 監査の種類

保管現金等（現金取扱事務）に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

令和7（2025）年10月9日（木）

2 対象部局課

- (1) 総務部 総務課
- (2) 総務部 協働推進課（市民活動サポートセンター・おかよし交流センター）
- (3) 市民経済部 産業振興課（緑と花のセンター）
- (4) 市民経済部 生活環境課
- (5) 市民経済部 納税課

3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員のつり銭、収納金等の現金及び現金に準ずるものの保管・取扱に関する事務

課名	対象（収納金を含む）	場所
総務課	切手	総務課
	情報プラザコピー機のつり銭	1階情報プラザ
協働推進課	市民活動サポートセンター印刷機つり銭	市民活動サポートセンター
	おかよし交流センターつり銭（券売機）	おかよし交流センター
産業振興課	緑と花のセンター施設使用料つり銭	緑と花のセンター
生活環境課	し尿汲み取り確認券	生活環境課 倉庫他
	粗大ごみ処理券	
	指定ごみ袋（燃やすごみ大小、金属ごみ大小、プラスチック資源、陶磁器・ガラスごみ）	
納税課	滞納整理つり銭	納税課

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則（以下「規則」という。）及びみよし市つり銭等取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、現金及び切手、ごみ袋等現金に準ずるものの取扱い及び保管が適正に行われているかを主眼とし、次の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等の関係書類との照合を行うとともに、関係職員から聴き取りを行いました。

- (1) 要領第4条による借用手続が適正にされているか。
- (2) 要領第5条による現金出納簿及びコピー代出納月計簿は整備されているか。
- (3) 規則第8条による収納金出納簿は整備されているか。
- (4) 現金出納簿等は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- (5) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (6) 収納金及びつり銭は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (7) 現物は、現金出納簿、出納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (8) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿等により保管及び使用状況を把握するなど適切に管理しているか。

第4 監査の結果

1 総務課

総務課では、情報プラザコピー機の収納金及びつり銭、切手等現金に準ずるもの管理について監査を実施しました。

(1) コピー機利用料及びつり銭

コピー機は、市役所1階の情報プラザに設置されており、来庁者が有料で利用できるものです。つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、コピー代出納月計簿も要領に基づき整備されていました。

利用料及びつり銭は、総務課職員が毎月末日に金額を確認し、その日のうちに指定金融機関へ払込み、コピー代出納月計簿に記帳、総務課長による確認が行われていました。調定書も速やかに起票され決裁を受けていました。利用料及びつり銭は、施錠されたコピー機料金受けに保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日のコピー機料金受け内の現金は、コピー機のカウンター及びコピー代出納月計簿と一致していました。

(2) 切手等

切手等は、切手等管理要領に基づき市の業務に必要な切手等を総務課が一括して購入、保管しているものです。切手等を必要とする各課は、切手等使用申請書を総務課が指定するフォルダーに格納し、総務課職員が確認後各課へ切手等を渡します。

切手等管理要領に基づき切手等受払簿が整備され、使用及び購入が遅滞なく記帳され速やかに決裁がされており、在庫の管理が適正に行われていました。

切手及びレターパックは、施錠できる場所に適正に保管されており、監査当日に抜き

打ちで現物を確認したところ、切手等受払簿と一致していました。

鍵の保管場所が施錠されていなかった点については、全庁的に文書や鍵の保管場所、施錠方法について検討をしていると説明がありましたので早急に対応されたい。

2 協働推進課（市民活動サポートセンター・おかよし交流センター）

協働推進課では、市民活動サポートセンター印刷機及びおかよし交流センター券売機の収納金及びつり銭について監査を実施しました。

(1) 印刷機利用料及びつり銭

印刷機は、市民活動サポートセンターに設置されており、施設利用者が有料で利用ができるものです。つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、コピー代（サポートセンター印刷機）出納簿も要領に基づき整備されていました。

利用料及びつり銭は、施設受付等管理業務委託契約により受注者である特定非営利活動法人あいちNPO市民ネットワークセンターの職員が半月毎に協働推進課へ持参し、協働推進課職員が金額を確認し、その日のうちに指定金融機関へ払込み、コピー代（サポートセンター印刷機）出納簿に記帳、協働推進課長による確認が行われていました。調定書も速やかに起票され決裁を受けていました。利用料及びつり銭は、施錠された印刷機料金受けに保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の印刷機料金受け内の現金は、印刷機使用記録及びコピー代出納月計簿と一致していました。

(2) おかよし交流センター券売機

券売機の収納金及びつり銭を対象に監査を実施しました。券売機は、おかよし交流センター受付前に設置されており、ホール、調理室、和室、講座室等（以下「施設等」という。）の使用料を投入して施設等利用券を購入できるものです。つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領及び規則に基づき整備され、協働推進課長による確認が行われていました。調定書も速やかに起票され決裁を受けていました。施設等利用料及びつり銭は、施錠された券売機料金受けに保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の券売機内の現金は、購入された施設等利用料及びつり銭であり、利用許可書内に記載されている使用料金及び現金出納簿の現金と一致していました。

3 産業振興課（緑と花のセンター）

緑と花のセンターでは施設使用料のつり銭の収納金及びつり銭について監査を実施しました。つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領に基づき整備されていました。利用料及びつり銭は、センター職員が毎日金額を確認し、現金出納簿及び収納金出納簿に記帳、センター所長による確認が行われていました。調定書も速やかに起票され決裁を受けていました。

利用料は、手持ち金庫に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。なお、手持ち金庫については、施錠できる場所に適正

に保管されていました。

監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿と一致していました。

4 生活環境課

生活環境課では手数料及びつり銭並びに指定ごみ袋、し尿汲取り確認券及び粗大ごみ処理券を対象として監査を実施しました。

(1) 手数料及びつり銭

保管現金は、環境課で指定ごみ袋等を販売した場合に受領するごみ等の収集運搬に係る手数料、し尿汲取り手数料及びそのつり銭です。つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領に基づき整備されていました。

つり銭は、生活環境課職員が毎日金額を確認し、現金出納簿に記帳、生活環境課長による確認が行われていました。

受領した手数料は、環境課職員が毎日金額を確認し、その日のうちに指定金融機関へ払込み、収納金出納簿に記帳していました。払込み後から翌開庁日までに受領した手数料は、翌開庁日の分と併せて金額の確認、払込み、記帳がされていました。

現金は、手持ち金庫で適正に保管され、私金との混同はありませんでした。手持ち金庫は、閉庁時は施錠できる場所に適切に保管されていました。

監査当日の現金は、窓口で受領した手数料と借用したつり銭であり、領収書控え及び借用金額と一致していました。

(2) 指定ごみ袋

年間指定ごみ袋販売集計表が整備され、販売毎に販売店、販売枚数、金額、月日及び支払方法が記帳されていました。月別に販売数、納品数及び在庫数が集計され、在庫の管理が適正に行われていました。指定ごみ袋は、施錠できる倉庫で適正に保管されていました。令和7（2025）年10月3日に監査委員事務局による予備監査を行い、現物が年間指定ごみ袋販売集計表と一致することを確認しました。

(3) し尿汲取り確認券

し尿汲取り確認券集計表が整備され、発行毎に日付、発行枚数、金額が記帳されていました。月別に集計され、発行数の管理が適正に行われていました。し尿汲取り確認券は、購入希望があるつど必要枚数を発行しており、在庫の保有がないことを確認しました。

しかしながら、倉庫に使用しない古い汲取り用納付書が保管されたままであったため、不要なものは廃棄されたい。

(4) 粗大ごみ処理券

粗大ごみ処理券販売集計表が整備され、販売毎に販売店、販売枚数、金額、月日及び支払方法が記帳されていました。月別に販売数、納品数及び在庫数が集計され、在庫の管理が適正に行われていました。粗大ごみ処理券は、手持ち金庫及び施錠できる場所で適正に保管されており、指定ごみ袋と同様に事前に監査委員事務局による予備

監査を行い、粗大ごみ処理券販売集計表と確認したところ、過去に印刷業者が予備として納品した粗大ごみ処理券が数に含まれていませんでした。

当日は、粗大ごみ処理券の在庫は全て帳簿への記帳により管理されていることを確認しました。

3 納税課

滞納整理において現金で受領する市税及びそのつり銭を対象として監査を実施しました。つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領に基づき整備されていました。つり銭は、納税課職員が毎日確認し、現金出納簿に記帳し、納税課長による確認が行われていました。

未納分の市税は、原則として納付書による指定金融機関等窓口及びコンビニでの納付を納税義務者に依頼しており、監査当日の現金は、借用したつり銭のみであり、借用金額と一致していました。未納分の市税は、受領したものが無いことを収納金出納簿で確認しました。つり銭は、開庁時には施錠できる場所に適正に管理されていました。

以上のとおり、各課における現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務は、要領及び規則に基づき概ね適正に処理されていると認められました。鍵の保管場所については、施錠がされていない、容易に保管場所にたどり着いてしまうなど、改善の必要が見受けられる事案がありました。各課において速やかに対応をお願いします。